

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」に関する意見公募手続について

令和 4 年 3 月 31 日
厚生労働省保険局保険課

1. 命令等の題名

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

2. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施しませんでした。

3. 実施しなかった理由

本省令の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 2 条により行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）が廃止されたことに伴うものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 7 号に定める「命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき」に該当することから、意見公募手続は実施しませんでした。

【参照条文】

○行政手続法（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～六 （略）

七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。

八 （略）

（結果の公示等）

第四十三条 （略）

2～4 （略）

5 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

- 一 命令等の題名及び趣旨
- 二 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由